

風を感じて

平成31年4月から、看護部長を拝命いたしました。

当院の緩和ケア病棟は、6床という小さな病棟です。患者さまの痛み、食欲不振などの身体苦痛を緩和し、不安・悩みなどの精神的苦痛を和らげる心のケアを行うことを目的にしています。



副院長兼看護部長
島本 寿江

1. 患者さまの生き方や意思を尊重した緩和ケア
2. 早い時期からの継続的な緩和ケア
3. 在宅および施設における総合的な緩和ケア
4. 保健・医療・介護・福祉の連携による質の高い緩和ケア
5. 地域に密着した地域緩和ケア

以上を理念に、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、音楽療法士、歯科衛生士、臨床心理士、社会福祉士、訪問看護師、ホスピスピボランティアスタッフ、などが一体となり支援させていただきます。

当院の、緩和ケアは緩和ケア病棟だけでなく、一般病棟に入院中の患者さまの症状緩和、通院による症状緩和、在宅での症状緩和などにも応じています。

緩和ケア認定看護師を配置し、より一層専門性の高い看護実践できるよう努力してまいります。患者さまとそのご家族の価値観を尊重し、権利を擁護し自己決定を尊重した緩和ケアを実践していきます。



緩和ケア病棟スタッフ

人は、誰でも死を迎えます。一生懸命生きてきた人たちがご家族と貴重な時間を快適に過ごしていただけるよう援助いたします。これからも多職種連携で患者さま、ご家族に寄り沿い、思いやり、希望に沿えるよう努力していきます。いつでもご相談いただければと思います。

認証状



公立みづき総合病院
緩和ケア病棟

貴院は、日本ホスピス緩和ケア協会の定める
「緩和ケア病棟における質向上の取り組みに
関する認証制度」に係る認証基準を満たして
おり、真摯にケアの質向上に取り組んでいる
ことを証する。

認証期間：2019年4月1日～2021年3月31日

特定非営利活動法人 日本ホスピス緩和ケ

理事長 芳賀真泰夫



日本ホスピス緩和ケア協会は国内緩和ケア病棟のほとんど（現在319施設）が参加している団体で緩和ケアの普及と質の向上に取り組んでいます。今回緩和ケア病棟の質を保証する制度として、基準に合格した施設（176施設）を認証する制度を開始し、当院も認証を受けました。

令和元年9月1日 「病棟見学会」を開催しました。

地域住民の方や、近隣の施設の医師、看護師、介護福祉士などの医療職の方が27名参加してくださいました。

見学会に参加された方からは、「病棟の落ち着いた雰囲気が良かった。」「音楽療法士による演奏に感激した。」「地域との密着、繋がりを感じた。」とのお言葉をいただきました。



令和元年11月10日 「緩和ケア病棟・訪問看護ステーション合同遺族会」 を開催しました。

今年は37名のご遺族の参加がありました。

この会は、亡くなられた患者さまの家族ケアの一環として年に1回開催しております。

医師、看護師、リハビリ等のスタッフとご遺族が同じテーブルを囲み、近況を伺ったり、当時を振り返り共に偲ぶ会です。また、同じ体験をしたご遺族同士、気持ちを表出したり共有する場となっております。

参加されたご遺族からは「思い出を共有でき気持ちが安らいた。」「人の話を聞いて自分自身も頑張ろうと思いました。」などのお声をいただきました。



新スタッフ紹介



看護師
まつうら はるみ
松浦 元美

10月に訪問看護ステーションから緩和ケア病棟へ異動になりました。

久しぶりの病棟勤務に緊張もありますが、徐々に慣れていくたいと思います。

病院から在宅へ生活の場が変わっても安心して療養生活が送れるように支援していきたいと思います。不安なこと心配なことがありましたら遠慮なく声をかけてください。



歯科衛生士
いりかわ ゆかり
入川 由佳梨

みづぎ病院に勤めて12年目になりますが、この4月から緩和ケア病棟を担当させていただくことになりました。一般病棟や施設、在宅へ出向くことはありました、緩和ケア病棟はまだ経験不足なところが多いのが正直なところです。患者さまやご家族の方と接していく中で一つ一つが学びになっています。その学びをいただきながら、お口のケアはもちろんのこと、患者さまの思いに寄り添える関わりが持てればと思います。

今後も多職種と連携した口腔管理に努めています。よろしくお願いします。



看護師
きし ひでみ
岸 英美

地域包括ケア連携室の岸と申します。退院支援看護師として勤務しています。

7年前、父親が当院緩和ケア病棟に入院し、家族としてお世話をしました。少しでも家に連れて帰りたいという想いがありましたが、状態が安定せず実現することはできませんでした。どうにかすれば家で生活できたかも…と今でも思う事があります。

患者さま、ご家族、病院スタッフ、在宅スタッフ等と今後の療養と一緒に考え、少しでも在宅に帰れるお手伝いができたたらと思います。

緩和ケアにおける臨床心理士の役割について紹介

「臨床心理士」という専門職をご存知でしょうか。心理士とはこころの専門家です。

緩和ケアでは、体の「痛み」を和らげるのももちろんのこと、こころの「痛み」を和らげることも目的としています。「病は気から」と言いますが、体とこころはつながっています。気持ちのつらさや気分の落ち込み、不眠なども「痛み」につながり、患者さまの生活の質を下げる大きな問題となります。

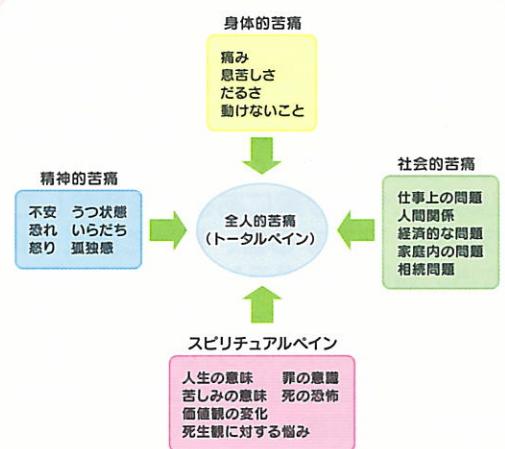
心理士との面談（カウンセリング）によって、今ある状況を変えることはもちろんできません。変わるのは、気持ちや考え方、対処法であり、カウンセリングでは、一緒に気持ちを話し合ったり整理したりすることで、悩みや問題のより良い「落としどころ」を見つけていきます。

「人に話す」ことは自分の内面を整理・理解することにつながります。人のこころとは複雑で、相反する二つの思いが同時に感じられることもあれば、自分自身のこころのことであっても分からなくなってしまうこともあります。心理士はこころの専門家ですが、こころを読み取ることはできません。病気への向き合い方、これから的生活への不安、これまでの人生への想いなど、ゆっくりと時間をかけて、ご自身が感じている「問題」についてお話を聴かせていただき、「病気」の存在を認めるお手伝いがでければと思います。

また、患者さまのご家族の役割は大きく、その存在だけで患者さまの大きなこころの支えとなります。しかし患者さまを支えるご家族もまた、こころに負担を抱えることとなります。ご家族にとってもより良い時間を過ごしていただき、患者さま・ご家族双方にとって可能な限り良好な生活の質（Quality of life）を実現・維持することを目指しています。

「その人らしさ」を大切に、お役に立てればと思います。臨床心理士との面談をご希望の方はお気軽にご相談ください。

臨床心理士 樋口 篤志・松本 愛



令和元年9月20日

「ホスピスボランティア活動の感謝状」 をお渡しました

当院緩和ケア病棟では、ホスピスボランティア活動を10年、15年、20年継続されている方に対し、気持ちばかりですが感謝状をお渡ししています。

今年度は、15年継続：3名、10年継続：7名でした。

ボランティアさんから「患者さんやご家族が少しでも喜んでくださるよう、これからも頑張ります」との声をいただきました。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。



ボランティアだより

「生け花ボランティア」

(ボランティア 石川 まさこ)
いしかわ まさこ

花を育てるのが好きであちこちに多種類の花を育てていました。花は生けると更に美しくなるので生け花の良さを知つて続けてきました。

退職してからタイミング良くホスピスの生け花ボランティアのお誘いを受け、経験を生かして好きな事をして、人の為に尽くして喜びを得られると思い始めました。

毎月1、2回の生け花をして、回を重ねる毎に他での生け花をするより違いがあることが分かつてきました。ホスピスで生けていると、患者さまや家族の方々が生け花を見られて、「綺麗な花を生けてもらい、いつもありがとう」と感謝の言葉を頂きました。生け花を見て頂き苦しみが少しでも和らいで喜んでもらえたんだと思いました。

このことがホスピスでの活動の一番の目的が達成できたのだと思いました。

それからは大変嬉しく元気が出て、益々頑張って良い生け花をして差し上げようと思い四季折々の野山の草花や我が家にある花を持参して楽しく生けています。

ボランティアをする者、受けて頂く方の両者に喜びがあることが本当の意味でのボランティアだと思います。

だからこのボランティアをして、生きがい・やりがいを感じて十年間ずっと続けて来られたのだと思います。

これからも『忘己利他』の理念で出来ることを、出来るうちにやれることに感謝してこのボランティアを続けて行きたいと思います。



病棟のひとコマ

空は青いし
外の空気は
おいしいな



今年の鬼は人懐っこいぞ☆



桜とフルートの音色に、皆癒されました



夏祭りで
どじょうすくい踊り!
息ぴったり!!



七夕さまを合唱

1年ぶりに会えて
嬉しいいっぱいの
彦星&織姫



心地よいメロディーに
安らぎます♪



神田神社へ参拝



紅葉狩り
絵になる
美しさでした

緩和ケア病棟基本方針

- (1) 病病連携・病診連携に基づいた在宅ホスピスと施設ホスピスをシステムの両輪とし、さらにボランティアなど地域全体で支える独自の地域に密着した緩和ケアシステムを構築する。
- (2) その人らしく充実した時間を送っていただくために、早い時期から在宅・施設において柔軟で継続的な関わりを持つ。
- (3) 患者さま・ご家族の満足と安心を得られるように、質の高い・心のこもったサービスの提供に努め、患者さま・ご家族の声や第三者評価などにより、ケアの質の維持・向上を目指す。

平成22年4月1日制定
平成31年4月1日改定

緩和ケア理念

- (1) 患者さまの生き方や意思を尊重した緩和ケア
- (2) 早い時期からの継続的な緩和ケア
- (3) 在宅および施設における総合的な緩和ケア
- (4) 保健・医療・介護・福祉の連携による質の高い緩和ケア
- (5) 地域に密着した地域緩和ケア

平成14年4月1日制定
平成31年4月1日改定

★ご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

公立みつぎ総合病院

<http://www.mitsugibyouin.com>

〒722-0393 広島県尾道市御調町市124番地
TEL0848-76-1111 FAX0848-76-1112
緩和ケア病棟直通 0848-76-1328